

令和元年度 地区座談会資料

①青谷地域主要事業について	資料 1	P 1 ~ P 2
②災害時の避難等について	資料 2	P 3 ~ P12
③本市の公共交通の現状等について	資料 3	P13 ~ P15
④高齢者福祉サービス等について	資料 4	P16 ~ P19
⑤その他		
望町団地分譲について		P20
鳥取西地域沿線地域魅力づくり支援補助金について		P21 ~ P22

令和元年度主な地域別事業一覧表

令和元年6月13日現在

青谷地域

(単位：千円)

	課 名	事 業 名	予算計上額	説 明
1	財産経営課	国土調査事業	1,500	調査地区 養郷の一部
2	危機管理課	消防ポンプ車格納庫建設事業費	34,590	青谷第3分団消防格納庫建設費
3	地域振興課	人材誘致・定住促進対策事業費	700	空き家運営経費
4	協働推進課	地域内情報伝達設備整備事業補助金	10,233	情報通信設備の整備に係る経費の一部助成
5	協働推進課	地区公民館改修等事業費	1,900	日置谷地区
6	こども家庭課	各保育園特定補修費	3,048	すくすく保育園 外周フェンス改修工事(3/4年目)
7	経済・雇用戦略課	因州和紙振興補助金	541	因州和紙を伝承していくため各種事業に取り組んでいる団体への助成
8	経済・雇用戦略課	あおや和紙工房管理事業費	16,454	あおや和紙工房の指定管理料、企画展示費
9	農業振興課	農産物加工センター管理運営費	10,664	かちべ伝承館、特産物加工販売施設の指定管理料
10	農業振興課	野生鳥獣被害防止事業費	3,696	進入防止柵設置に対する支援等
11	林務水産課	林道維持管理事業費	1,153	林道の舗装、路肩修繕、除草等維持経費
12	林務水産課	漁港施設維持管理事業	13,185	青谷町地域の漁港維持管理経費
13	林務水産課	漁港施設機能保全事業費	8,528	青谷町地域の漁港の機能保全工事等
14	林務水産課	漁港海岸漂着物処理事業費	1,056	青谷地区漁港海岸の漂着物除去に係る経費
15	農村整備課	山根地区土地改良事業費	11,320	山根地区ほ場整備(県営事業)
16	農村整備課	五本松地区土地改良事業費	3,000	五本松地区の揚水設備改修(県営事業)
17	農村整備課	中山間地域等直接支払交付金	5,440	中山間地域の耕作放棄を防止し、農業環境の保全を行う活動に対する支援
18	農村整備課	多面的機能支払事業費	9,534	農地、水路等の日常管理と農村環境の向上のための共同活動及び施設長寿命化に対する支援
19	交通政策課	市町村有償運送事業費	3,314	絹見バス運行委託費等経費
20	都市環境課	駐車場管理費	190	青谷駅周辺駐車場管理費
21	都市環境課	河川維持管理費	3,119	青谷地区水路浚渫業務
22	都市環境課	治水対策事業	3,738	青谷・下善田地区ポンプ点検操作業務等
23	都市環境課	公園管理費	739	青谷町中央広場維持管理業務等

令和元年度主な地域別事業一覧表

令和元年6月13日現在

青谷地域

(単位：千円)

	課名	事業名	予算計上額	説明
24	道路課	道路管理費	16,802	道路施設管理緊急補修他
25	道路課	一般道補修費	5,625	一般道路補修工事
26	道路課	除雪費	124	消雪施設光熱水費
27	道路課	防災・安全交付金事業費	5,000	下善田露谷線
28	道路課	交通安全施設事業工事費	1,440	カーブミラー、ガードレール等の交通安全施設修繕
29	建築住宅課	若者向け賃貸住宅管理費	1,389	グリーンハイツあおや管理費
30	下水道企画課	施設維持管理費（コミプラ分）	5,329	青谷町栄町のコミュニティ・プラント施設の維持管理経費
31	生活環境課	青谷町いかり原維持管理費（太陽光発電施設）	6,198	いかり原牧場地内の太陽光発電施設の維持管理経費
32	文化財課	上寺地遺跡管理事業費	3,280	青谷上寺地遺跡整備事業
33	文化財課	青谷上寺地遺跡展示館・あおや郷土館管理費	31,278	2施設の指定管理料
34	青谷町地域振興課	青谷地域活性化推進事業費	1,226	青谷地域活性化に要する事業経費
35	青谷町地域振興課	総合支所統括費	143	支所長経費（旅費等）
36	青谷町地域振興課	青谷オープン卓球大会補助金	400	近府県の中学生を集めた卓球大会を開催して青谷地域の活性化を図る取組への補助
37	青谷町地域振興課	青谷上寺地遺跡利活用推進事業費	342	青谷上寺地遺跡のボランティアガイド育成のための各種講座開催経費
38	青谷町地域振興課	青谷地域にぎわい創出事業補助金	2,850	青谷因州和紙産地強化事業及び青谷ようこそ市場開催事業への補助
39	青谷町地域振興課	観光イベント開催補助金	300	青谷町観光キャンペーン事業への補助
40	青谷町地域振興課	池田市・鳥取市スポーツ少年団交流親善大会開催費	54	軟式野球を通じたスポーツ少年団の交流事業に対する補助金
41	青谷町地域振興課	青谷ようこそ夏まつり事業費	950	「青谷ようこそ夏まつり」開催補助
		合計	230,372	

警戒レベルと住民がとるべき行動

災害時に気象庁や鳥取市から発信される防災情報が6月から、5段階の数値による警戒レベルとともに発表します。この数値により、避難のタイミングが分かりやすくなります。



警戒レベル	避難行動等	避難情報等	発表者
警戒レベル5	命を守る最善の行動	災害発生情報	市長
警戒レベル4	避難	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告 ・避難指示(緊急) 	
警戒レベル3	高齢者等は避難	避難準備・高齢者等避難開始	気象庁
警戒レベル2	避難行動の確認	注意情報	
警戒レベル1	心構えを高める	早期注意情報	

指定緊急避難場所（屋内）

【青谷町地内】

1 適用性欄記号の基準は以下のとおり。

(1) 洪水 「○」：洪水浸水想定区域外
「△」：洪水浸水想定区域内（階層等により垂直避難可）
「×」：洪水浸水想定区域内

(2) 土砂 「○」：土砂災害（特別）警戒区域・危険箇所外
「×」：土砂災害（特別）警戒区域・危険箇所内

(3) 地震 「○」：耐震性あり
「△」：一部耐震性あり
「×」：耐震性なし・耐震診断未実施

(4) 津波 「○」：津波浸水想定区域外で耐震性あり
「△」：津波浸水想定区域外で一部耐震性あり
「×」：津波浸水想定区域内、又は耐震性なし・耐震診断未実施

2 電話番号の〈 〉は、施設外の管理者への電話番号を表す。

3 最大収容人数は、施設全体が活用できる時に、1人あたり2.0㎡で計算した。

4 名称横の「※」は、指定避難所を示す。

5 地区は、その所在地により整理した。

◆指定緊急避難場所（屋内） 名称横に「※」がある施設については指定避難所を兼ねる。

令和元年5月31日現在

地域	地区	名称	所在地	電話番号	最大収容人数(人)	適用性				備考
						洪水	土砂	地震	津波	
青谷	日置	日置地区公民館	青谷町山根218	(0857) 86-0836	170	○	×	○	○	(旧)日置小学校
		日置体育館	青谷町山根218	(0857) 86-0836	220	○	×	×	×	(旧)日置小学校(体育館)
	日置谷	日置谷地区公民館	青谷町奥崎384-1	(0857) 85-1453	70	×	○	○	○	
		日置谷体育館	青谷町奥崎388	(0857) 85-1453	280	×	○	○	○	(旧)日置谷小学校(体育館)
	勝部	勝部地区公民館	青谷町紙屋110	(0857) 87-0340	90	○	×	○	○	(旧)勝部小学校
		勝部体育館	青谷町紙屋110	(0857) 87-0340	280	○	×	×	×	(旧)勝部小学校(体育館)
	中郷	中郷体育館	青谷町亀尻257-2	(0857) 85-0219	300	×	○	○	○	(旧)中郷小学校(体育館)
		中郷地区公民館	青谷町亀尻257-2	(0857) 85-0219	79	×	○	○	○	
	青谷	青谷町体育館	青谷町善田29	(0857) 85-2359	420	×	○	×	×	
		青谷町農林漁業者トレーニングセンター	青谷町露谷50	(0857) 85-2359	540	×	○	○	○	
		青谷町コミュニティセンター(多目的ホール)	青谷町青谷667	(0857) 85-1141	90	○	○	○	○	
		青谷高等学校	※青谷町青谷2912	(0857) 85-0511	1,770	○	○	△	△	
		青谷小学校	※青谷町青谷3459	(0857) 85-0303	1,710	○	○	○	○	
		青谷地区公民館	青谷町青谷4082-1	(0857) 37-7420	150	△	○	○	○	洪水：2階以上の垂直避難可
青谷中学校		青谷町青谷4190-1	(0857) 85-0905	1,160	△	○	○	○	洪水：2階以上の垂直避難可	

指定緊急避難場所（屋外）

【青谷町地内】

- 1 適用性欄記号の基準は以下のとおり。
- (1) 洪水 「○」：浸水想定区域外
「×」：浸水想定区域内
 - (2) 土砂 「○」：土砂災害（特別）警戒区域・危険箇所外
「×」：土砂災害（特別）警戒区域・危険箇所内
 - (3) 地震 「○」：1,000㎡以上
 - (4) 津波 「○」：津波浸水想定区域外
「×」：津波浸水想定区域内
 - (5) 火災 「○」：面積が10,000㎡以上
「×」：面積が10,000㎡未満
- 2 最大収容人数は、全体が活用できる時に、1人あたり2.0㎡で計算した。
- 3 名称横の「※」は、広域防災拠点を示す。
- 4 地区は、その所在地により整理した。

◆指定緊急避難場所（屋外） 名称横に「※」がある場所については広域防災拠点を兼ねる。

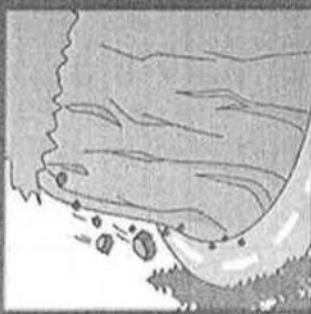
令和元年5月31日現在

地域	地区	名称	所在地	面積 (㎡)	最大収容 人数 (人)	適用性					備考
						洪水	土砂	地震	津波	火災	
青谷	日置	日置グラウンド	青谷町山根218	3,190	1,595	○	×	○	○	×	
	日置谷	日置谷グラウンド	青谷町奥崎388	4,860	2,430	×	○	○	○	×	
	勝部	勝部第2グラウンド	青谷町紙屋110	3,890	1,945	○	×	○	○	×	
	中郷	中郷グラウンド	青谷町亀尻257-2	10,290	5,140	×	○	○	○	○	
		青谷町グラウンド	※青谷町青谷1351	27,030	13,515	○	○	○	○	○	
		青谷高等学校 (グラウンド)	青谷町青谷2912	20,910	10,455	○	○	○	○	○	
		青谷町空浜公園	青谷町青谷3008	2,780	1,390	○	×	○	○	×	
		青谷町運動公園	青谷町青谷3048-1	5,500	2,750	○	○	○	○	×	
		青谷小学校 (グラウンド)	青谷町青谷3459	9,090	4,545	○	○	○	○	×	
		青谷中学校 (グラウンド)	青谷町青谷4190-1	12,200	6,100	×	○	○	○	○	
		青谷町農村広場	※青谷町青谷5283-1	12,990	6,495	○	○	○	○	○	
		前町防災広場	青谷町青谷	3,000	1,500	○	○	○	○	×	

適用欄の「×」は災害の種類ごとに危険が及ぶおそれがある場所を示しています。

土砂災害

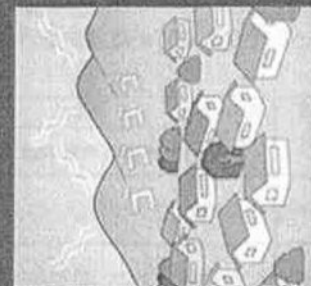
前兆現象を知っておこう！



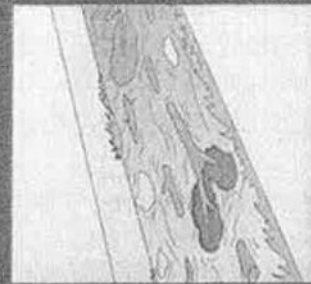
小石がバラバラ落ちてくる



水が湧き出る



山鳴りがする



川が濁り流木が混じる

土砂災害から身を守るために



避難場所を確認

指定されている避難場所や連絡方法について、普段から家庭で話し合い、避難経路も確認しておきましょう。避難するときは、持ち物を最小限にし、両手が使えやすいようにします。



非常持ち出し袋の用意

指定されている避難場所や連絡方法について、普段から家庭で話し合い、避難経路も確認しておきましょう。避難するときは、持ち物を最小限にし、両手が使えやすいようにします。



土砂災害危険個所を知る

鳥取市役所ホームページや防災マップで、土砂災害の危険個所を地域別に検索して確認できます。事前に近くの危険個所を確認しておきましょう。

◆◇洪水浸水想定区域内における緊急避難行動の心得◆◇

『指定緊急避難場所』は、命を守ることを最優先に、一時的に退避して災害の危険から逃れることを目的とした場所または施設です。(一定期間、避難生活を送ることを目的とした避難所ではありません。)

【その1】避難は”早め早めの行動”と”自助・共助”が大原則。

⇒ 被害が拡大すれば、逃げ遅れ等に対する公的機関等の救助活動にも影響がでる。

【その2】洪水浸水想定区域内の指定緊急避難場所(屋内)の”収容人数”に限界がある。

⇒ 洪水浸水想定区域外への早めの避難を心がけることや、日頃より地域で避難先などの話し合いを行うしておくことが大切。

【その3】避難は徒歩が原則。

⇒ 家用車の使用は、「駐車スペースに限りがある」「渋滞に巻き込まれたり駐車スペースを探している間に浸水して身動きが取れなくなる」「駐車できたとしても浸水により車が水没する」等のリスクがある。(早めに避難行動を起こし、洪水浸水想定区域外等へ広域的に避難する際の家用車使用はやむを得ない。)

【その4】道路冠水時や夜間などの避難場所への移動は、かえって危険な場合がある。

⇒ 危険な状況下では、自宅や安全を確保できる場所に留まることも命を守る行動の1つである。ただし、この選択の前提には、自宅や職場が最大でどのくらいの浸水が想定されているか、ハザードマップ等で必ず事前に確認しておくことが大切。

【その5】洪水浸水想定区域内の指定緊急避難場所(屋内)が浸水すると、施設外へ移動できなくなる。

⇒ 浸水状況によっては、長時間(24～72時間)孤立する可能性がある。施設外への避難が困難となることを想定し、非常食・飲料水、携帯トイレセット等が入った非常持出袋を準備する必要がある。



(注) 洪水浸水想定区域は、河川の洪水を想定としたものであり、津波(河川遡上を含む)を想定した設定ではありません。

地域できる防災対策

●支え愛避難所

「支え愛避難所」とは、地域で管理する集会施設等を活用して住民が自主的に開設する避難所の事です。

鳥取市では、家族や各集落が避難する場所を事前には指定しませんので、みなさん自身が事前に考えておく必要があります。

各集落で避難所を開設した場合には、総合支所へ連絡をお願いします。

しかし、法に基づく避難所ではないので、市が開設する避難所への避難が第一優先となります。

●避難行動要支援者支援制度

一人暮らしの高齢者など、災害発生時に援護が必要な人を登録し、支援する制度～こんな人は登録してください～

- ・津波警報が出たときに、逃げるために誰かの助けがほしい
- ・地震があったときに、避難すべきか判断できない
- ・災害時、1人での避難が大変なことを周りの人に知ってほしい



●支え愛マップの作成

「支え愛マップ」は、災害時の避難において、避難場所やとそこへの避難経路、誰かの支援を必要とする方を、だれがどのように支援するのかの情報を盛り込んだ地図のことを言います。マップを作ることが目的ではなく、作る課程で「しらなかったことをみんなで知る」ことで地域の見守り活動や支え愛活動に進展することが期待されます。

*問い合わせ・・・鳥取市社会福祉協議会青谷町総合福祉センター



●鳥取市自主防災会地域防災力強化補助金

自主防災会へ災害時に必要な防災教材等の整備補助や防災活動に必要な事業の支援を行います。平成30年度から令和2年度までの3か年間の予定で、同一の自主防災会について一回限りとします。ヘルメットや法被、防災ラジオ、簡易トイレ等が購入できます。

*問い合わせ・・・青谷町総合支所・地域振興課

高齢者や障がいのある方を災害から守る

避難行動要支援者支援制度

1 制度の目的

集中豪雨や地震などの災害が発生したとき、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある方などのいわゆる“**避難行動要支援者**”は、避難に時間がかかったり、自力で安全な場所へ避難することが困難なことから、大きな被害を受けやすいとされています。

避難行動要支援者とは…災害時に自力で避難できない方を想定

- ◆ 避難所への移動が困難な方
- ◆ 避難の必要性が理解・判断できない方
- ◆ 災害情報等の收受が困難な方
- ◆ 精神的に不安定になりやすい方
- ◆ 難病等により長期の療養が必要な方 など



このような要支援者の安全を守るには、隣近所をはじめとした地域における住民相互の助け合いが大切になります。

この制度は、地域と行政が、要支援者の情報を把握・共有することにより、要支援者が災害時における情報伝達、安否確認、避難誘導等を地域の中で受けることができる体制の整備を図り、安全に、かつ、安心して暮らすことのできる地域づくりの推進に寄与することを目的とします。

2 制度の内容

制度に登録された方の情報（住所、氏名、生年月日、緊急時の連絡先、身体の状況、避難所で必要な支援など）を「**避難行動要支援者登録台帳**」にして、支援者及び地域の支援組織（自治会町内会、自主防災会、民生児童委員、地区社会福祉協議会等）並びに消防関係機関に提供し、日ごろの見守りと災害発生時の支援体制を整えるために活用していただきます。

～避難行動要支援者支援制度～

要支援者



各段からの見守りや、災害時の救助

この制度を築いていく中で、支援を必要とされている方を見守ることのできる地域住民同士の結びつきと、お互いに助け合える地域づくりを目指します。

支援者



協力

支援組織

町内会
自主防災会
地区社会福祉協議会
民生・児童委員
など

登録の申請

台帳の開示

市役所

鳥取市
台帳登録

3 支援者とは

要支援者に対し、災害が発生しそうな場合や発生した時に、災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難したりするなどの支援を行っていただく方です。また、このような活動以外にも、日ごろから声かけや相談等も行っていただきます。いざという時、すぐに支援ができるように、要支援者の隣近所の方などを想定しています。

なお、支援者の住所、氏名等の情報も台帳に記載されますので、支援者の個人情報を提供することについて、支援者に同意していただくことになります。

《注意》

支援者の善意によって成り立つ任意の制度ですので、要支援者の避難誘導等に関して、支援者に責任を伴うものではありません。

4 地域の皆様へ

この制度は災害が発生した初期に近所で助け合うことを目標としたものです。自らは自らが助ける「自助」が基本となりますが、隣近所が互いに助け合う「共助」の精神で対応することも大変重要なことです。

自治会町内会、自主防災会、民生児童委員、地区社会福祉協議会などの地域の皆様には、このような趣旨をご理解いただき、ご協力をいただきますようお願いいたします。



5 制度への登録について

地域の支援を必要とされる方は、お住まいの自治会町内会長（自治会町内会未加入の方は、民生児童委員）へご相談のうえ、市へ登録の申請を行ってください。

また、お住まいの地域によっては、自治会町内会、自主防災会、民生児童委員などの方々が、登録の意向についてご確認ください。ご自宅に訪問させていただく場合もございます。

登録申請書は、自治会町内会長、民生児童委員、公民館等から入手できます。また、市地域福祉課、各総合支所市民福祉課からも入手できます。

《注意》

避難行動要支援者は、支援者のボランティア精神に基づき支援を受けるものであるため、制度への登録によって、災害時等の支援を保証されるものではありません。

災害の被害をできるだけ抑えるには、日ごろからの備えが何より大切ですので、災害に備えて、自分でできることは自分で行うよう心がけましょう。

問 い 合 わ せ 先

- | | | |
|-------------|---------------------------|--|
| ① 制度・登録について | 福祉部 地域福祉課
青谷町総合支所市民福祉課 | 電話 (0857) 20-3451
電話 (0857) 85-0012 |
| ② 訓練・指導について | 防災調整監 危機管理課 | 電話 (0857) 20-3118 |



あんしんトリピーなび

～鳥取県防災アプリ～

2018.12/25
新登場!

Tottori Pref. Disaster Prevention Navigation

鳥取県に関わる
全ての人に安心を!

総合防災ポータル
アプリでお届けします!



鳥取県防災アプリ「あんしんトリピーなび」は、鳥取県が提供する無料の総合防災アプリです。とりネット「鳥取県の危機管理ポータルサイト」や「あんしんトリピーメール」、「避難所・避難場所」、「河川・道路ライブカメラ」の情報など、多様なコンテンツに分散した鳥取県内の危機管理関連情報をこのアプリで丸ごとご活用ください。

▶ App Store からのダウンロードはこちら▶



app://id1446243000

▶ Google Playからのダウンロードはこちら▶



android-app://play.google.com/store/apps/details?id=jp.tottori.pref.dpdp



防災ポータルで
鳥取県の様々な危機
管理情報を多言語で
把握できます!



会員数約4万人の
「あんしんトリピーメール」
等をプッシュ通知!
選べるジャンル約40種!



最寄りの避難所等を
自動リストアップ!
マップで現在地からの経
路を確認できます!



河川・道路の状況は
ライブ画像でウオッチ!
地名等のキーワードや
カテゴリで検索できます!



詳細機能

防災ポータル	<ul style="list-style-type: none"> ▶ とりネット危機管理ポータルサイトを表示します。 ▶ 毎日午前10時の自動巡回で更新があればプッシュ通知でお知らせします。(選択式)
お知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ▶ あんしんトリピーメールで発信する緊急情報(避難情報、警報等気象情報、地震、交通情報、熱中症等生活安全情報等)をプッシュ通知でお知らせします。 ▶ お知らせ内容は、過去1か月分を蓄積して一覧で見ることができます。 ▶ お好みの、5つのエリア(東部地区、八頭地区、中部地区、西部地区、日野地区)と、39のジャンルから自由に選択設定できます。 ▶ 観光やイベント等の多様な鳥取県の情報も、公式ツイッター・公式Facebookでプッシュ通知でお知らせします。
避難所・カメラ	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 鳥取県内の最寄りの指定避難所・指定緊急避難場所、防災ライブカメラ(道路・河川)の一覧や説明、各箇所の位置図(自動経路案内)、ライブカメラの実況画像が閲覧できます。
ブックマーク	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 各市町村ハザードマップへのリンク集や、関連情報Webサイト、SNSページ等へのリンク先を表示しています。
多言語対応	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 避難所・カメラの名称や項目名を英語併記で表示しています。 ▶ トップ画面からはピクトグラム(絵文字)で誘導します。 ▶ 防災ポータル「鳥取県の危機管理ポータルサイト」内の殆どの情報は、鳥取県公式サイト「とりネット」の機能を使って、多言語(英語・中国語(簡体、繁体)・韓国語・ロシア語の5外語)翻訳や音声読み上げにも対応しています。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 鳥取県の防災に関連する最新の地域ニュースを確認できます。
分類	アプリ「お知らせ」設定項目 (5エリア、39ジャンル)
エリア	東部地区/East district 八頭地区/Yazu district 中部地区/Central district 西部地区/West district 日野地区/Hino district
気象警報・注意報	特別警報 !!! Emergency/警報 !! Warning/大雨注意報! Rain/洪水注意報! Flood/高潮注意報! Storm surge/波浪注意報! Wave/強風注意報! Gale/大雪注意報! Snow/雷注意報! Thunder/濃霧注意報! Fog/乾燥注意報! Dry/雪崩注意報! Avalanche/風雪注意報! Gale&Snow/融雪注意報! Snowmelt/低温注意報! Cold/霜注意報! Frost/着氷注意報! Icing/着雪注意報! Snow accretion
その他の気象情報	津波情報! Tsunami/地震情報/震度3~! Earthquake/記録的短時間大雨情報! Downpour/土砂災害警戒情報! Landslide/竜巻注意情報! Tornado/地方海上警報! Marine/河川洪水予報! River Flood/スモッグ気象予報! Smog/高温注意情報! Heat/強い霜情報! Strong frost/水防警報! Flood control
生活安全情報	国民保護情報! Missile/防災・危機管理情報! Crisis/公共交通情報! Transportation/道路情報! Traffic/ライフライン! Lifeline/生活・健康情報! Life&Health/学校情報! School/防犯情報! Affair/交通安全情報! Road safety/安心安全イベント情報! Event
その他	県公式Facebook、県公式Twitter、鳥取県からのお知らせ

■■■ 注意事項 ■■■

- ◆ 本アプリは、「避難所・カメラ」の一覧表示、「付近の情報」、「地図・経路」表示機能においてGPSを利用し、ユーザーの現在地に応じた情報通知を行います。あらかじめ位置情報サービス(GPS)を有効にしてください。
- ◆ ダウンロード及びご利用は無料ですが、所定のポケット通信が発生するため、ユーザーと通信会社のご契約状況によってはポケット通信料が発生します。
- ◆ 通知機能で「お知らせ」する「あんしんトリピーメール」のエリアやジャンルの選択は、本アプリの「設定」画面のみで行うことができ、「あんしんトリピーメール」本文末尾に記載されている「変更」等のリンク先からは設定できません。
- ◆ 「避難所・カメラ」のリンク先の地図上に示される経路は、地図サイトが提示する経路検索サービスを利用しています。そのため、必ずしも災害発生時の最適な経路を表示しているわけではありませんので、経路は参考情報としてご利用ください。
- ◆ 各情報に関する著作権は、その作成者または提供者に帰属します。
- ◆ 本アプリのデータや掲載内容の無断転用を禁じます。
- ◆ 本アプリのデータや掲載内容について、運営者及び各情報提供者はその内容の正確性を含め、一切保証しません。またいつでも提供を中止及び内容変更することがあります。
- ◆ 本アプリのご利用は、全て利用者の責任において行ってください。
- ◆ 本サイトのデータおよび記載内容によって利用者やその他の第三者に生じた損害その他不利益については一切責任を負いません。
- ◆ 特に、本アプリのデータや記載内容は、自動翻訳等の機械的な翻訳により、適確に翻訳できない場合があります。運営者及び各情報提供者は、その翻訳機能の性能や翻訳結果の正確性、および翻訳結果から生じる損害、損失については一切責任を負いません。



鳥取県 危機管理局 危機対策・情報課

住所 〒680-8570 鳥取市東町1丁目271

電話 0857-26-7950 ファクシミリ 0857-26-8137

E-mail: kikitaisaku-jouhou@pref.tottori.lg.jp

本市の公共交通の現状等

1. 交通事業者の現状

- 運転手不足が非常に深刻

⇒全国的に運転手不足を理由とする路線の廃止・縮小や減便が発生しており、生活交通（生活のために利用する公共交通）の維持・確保が大きな社会問題となっている。

（県内の事例は次ページのとおり）

2. 本市の現状

- 昨年秋までに、運転手不足を理由とする路線の廃止・縮小や減便の申し出が、4事業者（合計12路線）からあり。
- この12路線への本市の対応は、
 - 交通事業者と協議をし、減便を延期 … 4路線
 - 路線を引き継ぐ交通事業者等が育成されるまでの間、市が暫定的に生活交通を確保 … 5路線
 - 交通事業者と協議しながら、廃止から減便へ … 1路線
 - まちづくり協議会が運行主体となって路線を引き継ぐよう調整 … 1路線
 - 交通事業者と協議を行ったものの、やむなく減便 … 1路線
- 今後も人口減少等の傾向が継続すると予想される中、交通事業者の運転手不足、これに起因する路線の廃止・縮小や減便が進むことが懸念される。

⇒このような状況の中、生活交通の維持・確保が大きな課題である。

3. 生活交通維持・確保策

① 公共交通の利用促進

交通事業者の運転手不足が今後より一層深刻になると予想される中、交通事業者は、採算性の低い（利用者の少ない）路線から廃止・縮小や減便を行うのではないかと推察される。現在の路線が少しでも長く維持されるよう「乗らないとなくなる。」という危機感を地域住民と行政が共有しながら、一丸となって利用促進に取り組むことが必要である。

② 交通事業者に頼らない生活交通体系の構築

高齢化の進展等により、公共交通に対するニーズは高まっている。しかし、交通事業者は運転手が不足しており、このニーズに応えることは難しくなっている。このため、例えば地域が運行主体になるなど、交通事業者に頼らない生活交通体系の構築に向けた検討を進める必要がある。

(参考1)

末恒地区では地域住民が中心となって組織するNPO法人が、大和地区ではまちづくり協議会が、運行主体となって地域住民の生活交通を確保しています。

(参考2)

地域主体の生活交通確保策を推進していくため、市として、運行主体への支援を平成31年度より拡充しました。

<補助金額>

- 運行費：運航経費から運賃収入を除いた額全額 + α
- 車両購入費：基本的に100%（上限350万円）

※ あくまでも、平成31年度の補助金額です。

※ 本補助事業を活用した場合は、事業を最低5年間継続する必要があるなどの条件があります。

県内の事例

- 平成 30 年 8 月 日ノ丸自動車が米子市地域公共交通会議で路線バスの一部減便案を提示。
ドライバーを募集しても若手の応募がない現状。
路線バスの一部を減便したい考えを示す。
- 平成 30 年 9 月 琴浦町営バス廃線の危機
町所有バスによる有償運送。
受託した日の丸自動車がドライバー不足を理由に契約継続に難色を示す。
同町で乗り合いタクシーとスクールバスの運行を受託している日本交通も同様の理由で撤退を示唆。
- 平成 30 年 12 月 大山ループバス運行縮小
日本交通と日の丸自動車が、撤退・縮小を表明。
採算あわず運転手も不足。
- 平成 31 年 4 月 鳥取市の大和地区でまちづくり協議会による有償運送を開始。
これまで有償運送事業を社会福祉協議会や NPO 法人が行う例はあるが、まちづくり協議会が主体となるのは県内で初の取り組み。
3 月末で地区内を通る日の丸バスの横枕線が廃止となり、バスで通学する児童もいるため、昨年 10 月からまちづくり協議会と市が協議を重ね、4 月からの事業開始となった。
同地区内の猪子、横枕地区と美和小学校、公民館など結ぶ 3 路線。通学路線は朝夕 2 便を定期運行、その他の路線は予約制のデマンド運行。
路線延長は 5km～9km。
運転手は地域住民 10 名が研修を受けて登録している。
車両は、当面運転手の自家用車を使用するが、7 月に補助金で専用のワンボックス車を購入予定。

青谷町内運行バス等時刻表

《平成31年4月1日改正》

日産線 (日/丸自動車線) 22-5155)

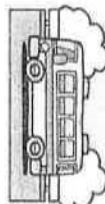
＜平日＞

青谷支所	青谷小	青谷駅	山郷	小畑上郷
7:00	7:14	7:22	7:22	7:22
8:55	9:13	9:19	9:19	9:19
11:20	11:22	11:38	11:44	11:44
13:35	13:37	13:53	13:59	13:59
水曜	15:00	—	15:00	15:00
15:30	15:33	15:52	15:58	15:58
16:30	16:36	16:39	17:01	17:01
16:30	—	17:32	17:48	17:51
18:10	—	19:12	19:28	19:34

＜土日祝日＞

青谷支所	青谷小	青谷駅	山郷	小畑上郷
7:55	8:11	8:17	8:17	8:17
9:30	9:51	9:57	9:57	9:57
13:00	13:18	13:22	13:22	13:22
14:50	14:56	15:02	15:02	15:02
17:30	17:48	17:54	17:54	17:54

日産線・勝部線はカー・バスです。
 町一区内は
 半田前～小畑上
 (日産線)
 青谷中学校～東原



勝部線 (日/丸自動車線)

＜平日＞

青谷支所	青谷小	青谷駅	紙屋	桑原郷	桑原郷	紙屋	青谷駅	青谷小	青谷支所
7:11	7:20	7:29	7:29	7:29	7:29	7:29	7:29	7:29	7:29
8:55	9:12	9:15	9:15	9:15	9:15	9:15	9:15	9:15	9:15
11:20	11:22	11:37	11:40	11:40	11:40	11:40	11:40	11:40	11:40
13:35	13:37	13:52	13:55	13:55	13:55	13:55	13:55	13:55	13:55
水曜	15:00	—	15:00	15:00	15:00	15:00	15:00	15:00	15:00
15:30	15:33	15:36	15:51	15:54	15:54	15:54	15:54	15:54	15:54
16:30	16:36	16:38	16:54	16:57	16:57	16:57	16:57	16:57	16:57
17:30	—	17:32	17:48	17:51	17:51	17:51	17:51	17:51	17:51
18:10	—	19:12	19:27	19:30	19:30	19:30	19:30	19:30	19:30

＜土日祝日＞

青谷支所	青谷小	青谷駅	紙屋	桑原郷	桑原郷	紙屋	青谷駅	青谷小	青谷支所
7:30	7:45	7:53	7:53	7:53	7:53	7:53	7:53	7:53	7:53
10:30	10:45	10:48	10:48	10:48	10:48	10:48	10:48	10:48	10:48
15:35	15:50	15:53	15:53	15:53	15:53	15:53	15:53	15:53	15:53
18:15	18:30	18:33	18:33	18:33	18:33	18:33	18:33	18:33	18:33

平日のバス運行を確保するため
 土日祝日の運行を減らしています。
 多くの方のご利用をお願いします。

長和線(青谷駅～長和駅) (日/丸自動車線)

＜平日＞

長和駅	青谷小	青谷支所	青谷駅
7:57	8:09	8:16	8:16
9:51	—	10:00	10:02
13:45	—	13:54	13:55

鹿野線(鳥取駅～浜村駅～鹿野) (日/丸自動車線)

＜平日＞

鳥取駅	浜村駅	鳥取駅
7:00	8:02	8:50
8:16	9:11	9:05
8:45	9:41	10:30
9:55	10:51	11:40
10:45	11:37	13:05
13:15	14:11	15:19
14:55	15:48	16:09
16:25	17:27	17:47
17:55	18:09	18:50
19:15	19:04	19:16
19:45	20:10	—

＜土日祝日＞

鳥取駅	浜村駅	鳥取駅
7:00	8:02	8:41
8:45	9:39	9:39
9:55	10:49	10:30
10:45	11:35	11:24
12:55	13:49	13:05
14:55	15:48	16:13
16:25	17:21	17:47
17:55	18:54	18:37
18:15	19:04	18:20

青谷一浜村線(青谷駅～浜村駅)集合タクシー (日本交通線)

浜村駅	美谷バス停	青谷駅
11:48	12:02	12:02
16:47	17:01	17:01

福見バス(青谷小～引地)市有優待送 (和ニュー青谷タクシー)

青谷小	青谷中	引地
7:15	7:17	7:28
8:45	8:47	8:58
11:30	11:32	11:43
13:30	13:33	13:44
16:20	16:33	16:46
18:25	18:28	18:39
19:30	19:33	19:44

引地	福見	青谷中	青谷駅	青谷小
7:30	7:32	7:40	7:43	7:46
9:00	9:02	9:10	9:13	9:15
11:45	11:47	11:55	11:58	12:00
13:45	13:48	13:56	13:59	14:02
15:46	15:48	15:56	15:59	16:02
18:46	18:48	18:56	18:59	19:02
18:41	18:43	18:51	18:54	18:57
17:49	17:51	17:59	18:02	18:02

みんなで乗って 確保しよう路線バス!!

1. 利用1時間前(但発便は前日午後8時)までに日本交通線026-61111へ電話予約する。
 2. ①住所 ②名前 ③利用日・時間 ④乗るバス停 ⑤降りるバス停 ⑥乗車人数を伝える。
 ☆ 土日は土日祝日連休

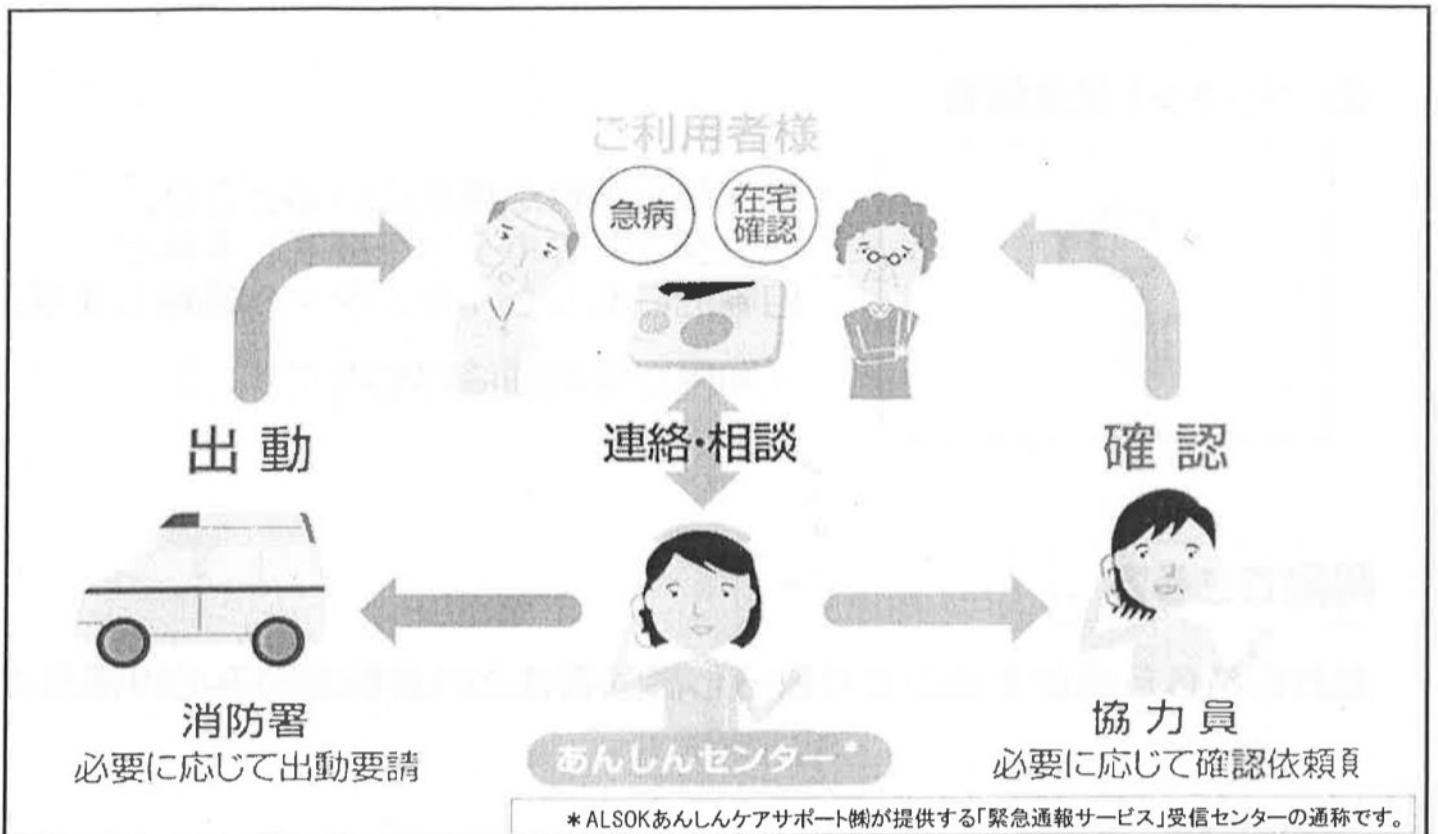
1. 利用1時間前までに【青谷タクシー】085-0310へ電話予約する。
 2. ①住所 ②名前 ③利用日・時間 ④乗るバス停 ⑤降りるバス停 ⑥乗車人数を伝える。
 ☆ 運行日は1月4日～12月28日(ただし、土日祝日は休止。(運動会等に数回ある学校行事には運行)
 ☆ 副は空下校便として、小中学生は予約なしで乗車できます。ただし、夏休み等学校休日には予約が必要。です。
 ☆ 小中学校の前期・後期で最終便の時間が変わりますので、ご注意ください。
 ☆ 小学校前期 4月1日から鳥取市立中学校の前期の終業日の属する週の末日まで
 ☆ 小学校後期 4月1日から鳥取市立中学校の前期の終業日の属する週の末日から翌年の3月31日まで

《発行》
 鳥取市青谷町総合支所
 産業建設課 電話85-0015

急病などの緊急事態や、日頃からの健康相談にも対応

安心ホットライン事業

ひとり暮らしなどであっても安心して在宅生活を送っていただくため、急病や災害などの緊急事態に、簡単な操作による通報で協力員などの助けが受けられるように連絡調整を行います。



サービス内容

緊急時対応

緊急時の通報には看護師が対応し、救急車の出動要請や協力員、ご家族へ連絡します。

健康・介護相談

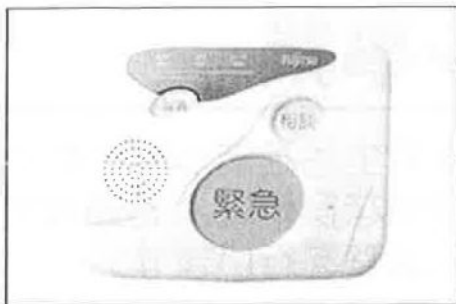
生活習慣病などの健康相談や介護に関する相談など、日頃から相談窓口としてご利用いただけます。

お伺い電話

あんしんセンターから毎月お電話し、生活の様子や健康状態を伺い、季節病予防アドバイスなど行います。

緊急通報装置について

① 本体



- 「緊急」または「相談」ボタンを押すと、あんしんセンターにつながります。
- 本体から看護師の声が聞こえますので、手ぶらのまま会話ができます。

② ペンダント型送信機



- 本体から離れた場所にいるときは、ペンダントのボタンを押すと本体が自動的にあんしんセンターへ通報します。
(利用可能範囲は自宅内です。)

利用できる方

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯など

利用料

300円/月 (生活保護世帯は無料)

(所得により、機器レンタル代500円/月が追加が必要です。)

※通話料は、フリーダイヤルで通報するため料金はありません。

お問い合わせ

駅南庁舎 長寿社会課 地域包括ケア推進係(0857-20-3453)

青谷町総合支所 市民福祉課 (0857-85-0012)

鳥取西地域包括支援センター (0857-82-6571)

認知症サポーター養成講座を

受けてみませんか？



認知症サポーターとは

「なにか」特別なことをする人ではありません。
認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や
家族に対して温かい目で見守る「応援者」です。

認知症サポーター養成講座とは

サポーターになっていただくために
認知症に関する正しい知識を学ぶ講座です。



【対 象】 地域住民・職域・学校など（少人数でもOK）

【講 師】 キャラバン・メイト（認知症について養成研修を受講した者）

【開催場所】 公民館等会場の確保をお願いします

【時 間】 約60分～90分（要望に応じて）

【費 用】 無料

※認知症サポーター養成講座を受けたいと思ったら、下記へご連絡ください

鳥取中央地域包括センター（鳥取市役所駅南庁舎1階）	0857-20-3457
鳥取東健康福祉センター（包括支援係）（国府町総合支所内）	0857-25-5021
鳥取こやま地域包括支援センター（学習・交流センター2階）	0857-32-2727
鳥取南地域包括支援センター（用瀬地区保健センター内）	0858-76-2351
鳥取西地域包括支援センター（気高地区保健センター内）	0857-82-6571

2019年度 オレンジカフェ あおや

月1回 オレンジカフェで お茶を飲んで、
おしゃべりして、楽しい時間を過ごしませんか



とき 毎月第4木曜日 ※12月は第3週です

9時30分～11時30分

ところ なりすな地域交流館

毎月の予定



日にち	内容
4月25日	写真で巡ろう地域の名所（お花見） みんなで脳トレ！！
5月23日	終活について話そう（エンディングノート）
6月27日	みんなで料理をして食べよう
7月25日	郷土の踊りを踊ろう
8月22日	青谷中学生との交流会 お弁当の日
9月26日	運動の秋 体を動かしましょう
10月24日	読書の秋 声に出して読みましょう （講話）デイサービスってどんなところ？
11月28日	室内ゴルフ、ゲームを楽しみましょう
12月19日	干支作り（ねずみ） お弁当の日
1月23日	フォトアルバムで1年の振り返り
2月27日	音楽療法みんなで音楽
3月26日	のどじまん♪（カラオケ） お弁当の日

オレンジカフェで、ゆったり
ほっとする空間、憩いの
場所で温もりを感じるひ
とときを過ごしませんか。
介護等に関する不安を
お持ちの方など、いつも
ご相談をお受けします。

お茶とお菓子代 200円

予約はいりません。

時間内の出入りは自由です。



8月、12月、3月は

お弁当の日



（原則予約制）

昼食 400円

<問い合わせ先>

社会福祉法人青谷福祉会
特別養護老人ホームなりすな
鳥取市青谷町善田 27-1

担当：坂原広美

電話：85-0117

鳥取西道路青谷インター開通後ますます便利に！

【望町団地宅地分譲中！！】

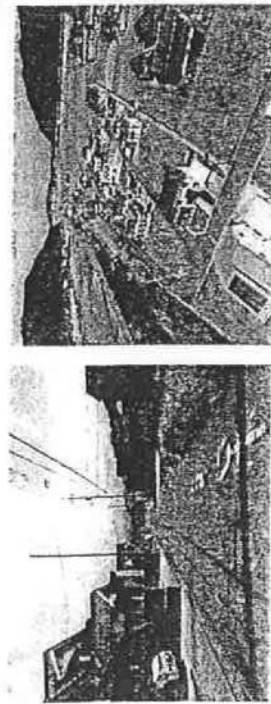
募集区画	16区画
土地面積	298.85㎡(約90坪) ～357.78㎡(約108坪)
土地単価	1㎡当たり13,200円～15,100円 1坪当たり44,000円～50,000円
土地価格	403.4万円～508.2万円 最高価格帯400万円台(15区画)

定期借地権付土地活用制度

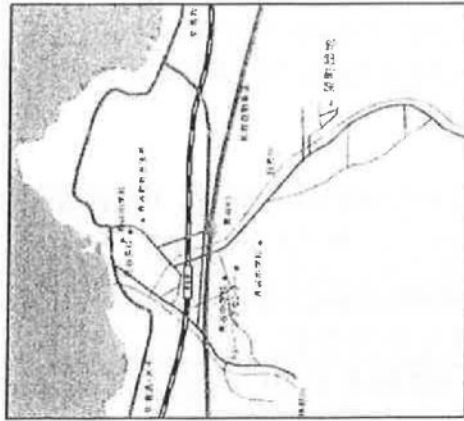
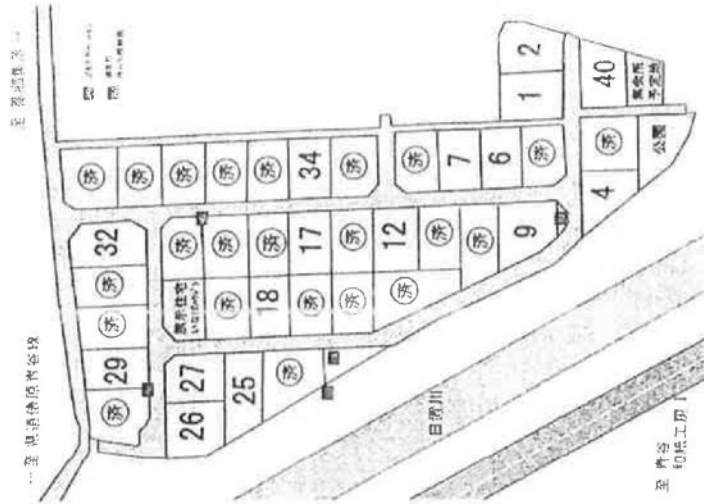
をご利用いただけます

この制度は、鳥取市(地主)に借地保証金と月々の賃料を支払うことにより51年間の借地権(賃借権)を設定し、建物はお客様で好きな家を建てていただける制度です。

区画あたり月額賃料：4,300円～5,500円



望町分譲宅地区画図



- 所在地/鳥取市青谷町養郷●計画戸数/40戸●団地内道路/幅員6m
- 電力/中国電力(株)●ガス/各戸プロパンガス●上水道/鳥取市上水道
- 下水道/農業集落排水(汚水・雨水分流方式)●交通/JR青谷駅より小畑行き奥崎バス停下車徒歩10分●法令上の制限/都市計画区域外
- その他/下水道加入負担金 273,000円

問い合わせ先

産業建設課 Tel85-0015
鳥取県住宅供給公社 Tel27-7333

「鳥取市鳥取西道路沿線地域魅力づくり支援補助金」

4 / 1 ~ 申請受付開始！

◆ 交付目的

山陰道・鳥取西道路の沿線地域において観光事業者等が実施する、おもてなし向上に関する事業や既存資源を活用した新たな観光資源の創出等に対し支援をすることにより、当該地域の観光振興を図ることを目的とする。

◆ 補助対象事業の内容等

補助金の交付主体：鳥取市 ※県は鳥取市が補助する額の1/2を支援

区分	内容
補助対象事業	(1)おもてなし環境整備事業 アートや照明器具等を活用した街並み装飾、休耕田等を活用した花畑整備、ノベルティグッズの作成及び配布等、おもてなし向上や新たな魅力創出に資する事業等 (2)地域資源活用事業 特産品を活用したお土産やジグ料理の開発、既存資源を活用した各種誘客イベントの開催、体験メニューを含む新たなツアー造成等
補助対象者	観光施設運営事業者、観光宿泊施設運営事業者、商工会、観光協会、任意の商店会等商業者、まちづくり会社、NPO等
補助事業対象地域	鳥取市青谷町、気高町及び鹿野町並びに白兔海岸、湖山池及び吉岡温泉の周辺の区域
補助率	9 / 10
上限額	400千円/件 (うち県補助金200千円/件)
予算額	4,000千円

※採択は先着順です。予算額に達した時点で終了します。

◆ その他

- ・地域ぐるみの取り組みを応援します
- ・観光振興のためのトライアル事業を応援します

〔別紙〕

鳥取西道路沿線地域魅力づくり支援助金の事務手続き

※実線枠内は、事業実施主体と補助金を交付する鳥取市との事務手続きを表します。
点線枠内は、鳥取市と県との事務手続きを表します。

1. 事業実施主体から鳥取市へ交付申請 【事業開始の40日前まで】

※具体的な交付申請手続きについては、鳥取市の補助金交付要綱に従ってください。

2. 鳥取市から県へ交付申請【事業開始の20日前まで】

3. 県から鳥取市へ交付決定 【上記2の申請受理日から原則20日以内】

4. 鳥取市から事業主体へ交付決定、事業開始

※交付決定日以前に着手した事業については、補助対象外となります。

※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更（2割未満の補助金の減額を除く）・中止等する場合には市及び県の承認が必要です。鳥取市の申請窓口にご連絡してください。

5. 事業完了、事業主体から鳥取市へ実績報告 【事業の完了・中止等から14日以内】

※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

※具体的実績報告手続きについては、鳥取市の補助金交付要綱に従ってください。

6. 鳥取市から県へ実績報告 【事業の完了・中止等から30日以内】

※本項における事業の完了とは、間接補助事業の全てが完了し、鳥取市の支払うべき（又は支払った）補助金額が確定した状態を言います。

7. 県から鳥取市へ額の確定通知

8. 鳥取市から事業実施主体へ額の確定通知

◆資料提出・問い合わせ先

（鳥取市）経済観光部観光戦略課（4月～観光・ジオパーク推進課に改組）

鳥取市尚徳町116番地 TEL：0857-20-3227

（鳥取県）元気づくり総本部・東部振興監東部振興課

鳥取市立川町6丁目176番地 東部庁舎1階

TEL：0857-20-3528